

# 山口県報

平成18年  
10月27日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第一号に規定する知事が定める施設に関する告示の一部改正(職員厚生課)	一
新たに生じた土地の確認の届出(周防大島町)(市町課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課)	四
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	六
解除予定保安林(下関市)(森林整備課)	七
遊漁規則の変更認可(水産振興課)	七
浸水想定区域の指定(河川課)	八
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(情報管理課)	八
公告	八
特定非常利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	九
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	九
教委規則	九
山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則	九
公安委告示	九
技能検定員審査の実施	九
教習指導員審査の実施	〇
公安委公告	九
一般競争入札の実施	二

### 山口県告示第五百六十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第二号に規定する知事が定める施設に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

「第十条の二第一項第二号」を「第十条の二第一項第三号」に改め、二の次に次のように加える。  
三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。)

### 山口県告示第五百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周防大島町長から周防大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年九月八日確認した旨の届出があった。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

大島郡周防大島町大字和田字平松三五の三に沿接する一般国道四三七号から同字三四の七に沿接する一般国道四三七号に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十年秋分の満潮位(D・L・+三・五メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地四六八・六〇平方メートル

大島郡周防大島町大字和田字鯖二の二から同町大字伊保田字大谷一八二の一の三までに沿接する一般国道四三七号地先公有水面で、次の8の地点から21の地点までを順次結んだ線及び8の地点と21の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地二、〇五六・一三平方メートル

大島郡周防大島町大字伊保田字大谷一八二一の一から同大字字な切一八一七までに沿接する一般国道四三七号地先公有水面で、次の22の地点から43の地点までを順次結んだ線及び22の地点と43の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一、三三三・七二平方メートル

大島郡周防大島町大字伊保田字な切一八〇六の二から同字一八〇一の一に沿接する一般国道四三七号に至る土地の地先公有水面で、次の44の地点から68の地点までを順次結んだ線及び44の地点と68の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地三、〇八〇・九一平方メートル

大島郡周防大島町大字伊保田字浅ノ浜西一七九九に沿接する一般国道四三七号から同大字字角脇一七五五の一に至る土地の地先公有水面で、次の69の地点から74の地点までを順次結んだ線及び69の地点と74の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地三、九二二・四〇平方メートル

1の地点 大島郡周防大島町大字伊保田字浅ノ浜上の丸山四等三角点(北緯三三度五  
六分五五・〇六六秒東経一三二度二五分一〇・四六〇秒)(以下「基準点」  
という。)から二六七度〇七分二九秒五八八・二四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇度四九分二四秒二一・三五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三〇度二三分四〇秒一九・九〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九度〇五分五五秒一九・七八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二六度四六分四七秒一九・七二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二四度〇七分四九秒一九・七二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二一度三五分五二秒一九・五三メートルの地点
- 8の地点 基準点から二八四度三六分五七秒五三〇・二七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一八度二四分三四秒一九・八八メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一八度五二分二九秒二〇・一一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二〇度三二分二七秒二〇・二四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三三度〇四分四五秒二〇・三四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六度三二分〇一秒二〇・三五メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二九度三九分四二秒二〇・二九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三一度三九分二六秒二五・四九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三四度〇六分〇六秒九・九一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一二度二一分五三秒一・七〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から三三度四二分三八秒五・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一二度四二分三九秒一〇・七五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二二度五二分四三秒二・九二メートルの地点

- 21の地点 20の地点から一二度四七分〇九秒六・一〇メートルの地点
- 22の地点 基準点から三一六度一〇分二〇秒五一七・八〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三〇二度二六分二九秒七・九三メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二二度五六分四六秒三・三〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三〇二度四二分三九秒一〇・七五メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三三度四二分五七秒五・五〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三〇二度四二分二九秒一・六五メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三一度一五分五九秒一〇・〇二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三三度四三分五五秒二一・九二メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三六度一六分三八秒一五・三〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三九度一〇分〇四秒一五・三八メートルの地点
- 32の地点 31の地点から四二度〇二分五五秒八・二七メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三三度〇二分五五秒一・一三メートルの地点
- 34の地点 33の地点から四四度四〇分四五秒一三・三〇メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一三六度〇六分一六秒一・一〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から四七度五三分一五秒一四・四〇メートルの地点
- 37の地点 36の地点から五一度一三分五五秒一五・三九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から五四度〇六分二一秒一〇・六八メートルの地点
- 39の地点 38の地点から一四五度二九分二九秒一・六五メートルの地点
- 40の地点 39の地点から五六度二〇分三六秒五・五八メートルの地点
- 41の地点 40の地点から一五六度〇二分三三秒一・一五メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二三四度三三分三〇秒三・〇二メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一五六度二九分一五秒五・七二メートルの地点
- 44の地点 基準点から三三七度四六分四五秒五三八・〇九メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三三七度五四分〇六秒六・一七メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二五九度〇五分二秒二・四〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三三六度〇二分二七秒一・一八メートルの地点
- 48の地点 47の地点から七六度二四分一五秒五・〇八メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三四七度一〇分四一秒一・六五メートルの地点
- 50の地点 49の地点から七九度一分〇五秒一七・二七メートルの地点
- 51の地点 50の地点から三五一度二二分〇八秒二・八五メートルの地点
- 52の地点 51の地点から八二度三七分四〇秒二・四五メートルの地点
- 53の地点 52の地点から八五度一五分〇九秒一〇・三八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から八七度三八分三三秒一〇・三八メートルの地点

55の地点	54の地点から一七八度五〇分〇二秒二・八五メートルの地点
56の地点	55の地点から九〇度〇一分四〇秒一〇・二六メートルの地点
57の地点	56の地点から九二度二二分四二秒一〇・二四メートルの地点
58の地点	57の地点から九四度二四分一九秒一〇・二〇メートルの地点
59の地点	58の地点から九七度〇五分二六秒四〇・二七メートルの地点
60の地点	59の地点から九七度二二分一〇秒一九・九〇メートルの地点
61の地点	60の地点から九五度五八分五一秒一九・七九メートルの地点
62の地点	61の地点から九三度三六分〇三秒一九・七〇メートルの地点
63の地点	62の地点から九〇度四五分一五秒一九・六九メートルの地点
64の地点	63の地点から八七度五三分〇二秒一九・六九メートルの地点
65の地点	64の地点から八五度〇一分二一秒一九・六九メートルの地点
66の地点	65の地点から八二度〇三分一九秒一九・七二メートルの地点
67の地点	66の地点から八〇度一五分五三秒一九・八三メートルの地点
68の地点	67の地点から七九度二二分一八秒一七・三八メートルの地点
69の地点	基準点から九度二八分三三秒五三・九〇メートルの地点
70の地点	69の地点から四七度二三分四二秒六・四五メートルの地点
71の地点	70の地点から七八度三八分二〇秒一五・〇〇メートルの地点
72の地点	71の地点から七六度四三分五二秒二〇・〇二メートルの地点
73の地点	72の地点から七三度五九分三三秒二五・一〇メートルの地点
74の地点	73の地点から七六度四八分三〇秒一〇七・四八メートルの地点

山口県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田島内科クリニック		下関市富任町四丁目三番五号	平成 八、 九、 三〇
まつみりハビリクリニック		今浦町五番一〇号	平成 六、 八、 三一
かく脳神経外科クリニック		山口市泉町八番一七号	平成 一八、
クボクリニツク		鰐石町六番三五号	" " "

佐伯医院	防府市南松崎町八番三二号	" "	" "
永末耳鼻咽喉科外科医院	周南市清水町五番一号	" "	" 八
医療法人社歯会ほほえみ歯科	防府市勝間一丁目五番三五号	平成一六、	三、三一
薬進会薬局	宇部市大字西岐波七八四の四	平成一八、	八、 "
ママ薬局	岩国市今津町一丁目七番一三号	" "	" 二八
山口薬局	藤生町一丁目一九番三三号	平成一六、	五、 "

山口県告示第五百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団健光会田島内科クリニック		下関市富任町四丁目三番五号	平成 八、 一〇、 一
医療法人社団松和会まつみりハビリクリニック		今浦町五番一〇号	平成 六、 九、 "
たお内科クリニック		宇部市島二丁目四番一一号	平成 一八、 一〇、 "
はらぐち内科呼吸器科		明神町一丁目一番二二号	" " "
医療法人かく脳神経外科クリニック		山口市泉町八番一七号	" 九、 "
クボクリニツク		鰐石町六番三五号	" " "
まるおストレスケアクリニック		矢原町二番一六号	" 一〇、 "
佐伯医院		防府市南松崎町八番三二号	" 九、 "
永末耳鼻咽喉科医院		周南市清水町五番一号	" 八、 九、 "
あきよし竹尾クリニック		美祢郡秋芳町大字秋吉五四四一の三	" 一〇、 一、 九、 "
医療法人社歯会ほほえみ歯科		防府市警固町一丁目一〇番三二号	平成一六、 四、 "
さくら薬局		宇部市島二丁目四番一二号	平成一八、 一〇、 "
山口薬局		岩国市藤生町一丁目一九番三三号	平成一六、 六、 "
芝草薬局		長門市仙崎一九四五の二	平成一八、 九、 "



山口県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社白井興産	防府市大字田島三五〇九	ホットライフサ	防府市大字田島三五〇九	平成一八、四、一
株式会社ホームケアサービス山	山口市陶四五四二の一	株式会社ホームケアサービス山	下松市美里町二丁目一四番一五号	" "
西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台一九九五	西日本商事株式会社山口営業所	山陽小野田市中川四丁目四番八号	" "

山口県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社白井興産	防府市大字田島三五〇九	ヘルパーステーション	防府市大字田島三五〇九	介護予防	平成一八、八、一
株式会社ホームケアサービス	下松市大手町二丁目七番六号	株式会社ホームケアサービス	下松市大手町二丁目七番六号	介護	" "
有限会社ランドケア	西柳二丁目二番三〇号	みのり介護ステーション	西柳二丁目二番三〇号	介護	" "

医療法人新生 岩国市多田三丁目一〇の一

特定非営利活動法人優喜会 光市大字岩田二四八八の二〇

原田訪問介護事務所株式会社 柳井市伊陸六〇三五

医療法人清和 山口市鑄銭司三三八一

医療法人松寿 防府市戎町二丁目五番一五号

社会福祉法人ひとつの会 野一五二の一

三田尻生活・ケア総合センター株式会社 六番三二二号

山口県厚生農業協同組合連合会 山口市小郡下郷二二三九

特定非営利活動法人アス・ポート 三番一二二号

株式会社カイポード 防府市大字田島三二一の一

特定非営利活動法人さわやか防府 宿一丁目二番二七号

日栄興業株式会社 岩国市麻里布町四丁目四番二六号

有限会社オーエスケイブ 阿武郡阿東町大字徳佐中三六六の四

ヘルパーステーションさくらんぼ麻里布 岩国市麻里布町三丁目二番一三三

ヒューマン・ライフ・ケア 光市大字岩田二四八八の二〇

原田訪問介護事務所 柳井市伊陸六〇三五

訪問看護ステーションハローナースキつなん 山口市鑄銭司三三八一

好日苑訪問看護ステーション 防府市戎町二丁目五番一五号

訪問看護ステーションマインネット 防府 野一五二の一

三田尻訪問看護ステーション 六番三二二号

山口県厚生農業協同組合連合会 長門市東深川八五

アス・ポートサービスセンター 山口市大手町三番一二二号

住宅老所宅粹庵 防府市大字田島三二一の一

デイサービスセンターさわやか防府 宿一丁目二番二七号

デイサービスセンターいこ 下松市大手町二丁目一〇番二九号

阿武郡阿東町大字徳佐中三六六の四

五



社会保険協会連合会	東京港区高輪三丁目二番一二号	徳山社会保険施設セラヴィ	周南市孝田町一番一号	介護予通所	四	
医療法人松栄会	柳井市余田三六二六の二	老人保健施設そよかぜ	熊毛郡田布施町大字宿井四一四の五	介護予通所	四	
山口県厚生農業協同組合連合会	山口市小郡下郷二二三九	山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	長門市東深川八五	介護予通所	四	
社会保険協会連合会	東京都港区高輪三丁目二番一二号	徳山社会保険施設セラヴィ	周南市孝田町一番一号	介護予通所	四	
医療法人松栄会	柳井市余田三六二六の二	老人保健施設そよかぜ	熊毛郡田布施町大字宿井四一四の五	介護予通所	四	
有限会社白井興産	防府市大字田島三五〇九	サポートライフ	防府市大字田島三五〇九	介護予通所	四	
株式会社ホームケアサービス	山口市陶四五四二の一	株式会社ホームケアサービス	下松市美里町二丁目一四番一五号	介護予通所	四	
西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台一一九五	西日本商事株式会社山口営業所	山陽小野田市中山四丁目四番八号	介護予通所	四	
医療法人社団慈生会	萩市大字山田四一四七の一	えきまえケアセンター華房	萩市三見三三五〇の五	介護予通所	四	

山口県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社白井興産	防府市大字田島三五〇九	サポートライフ	防府市大字田島三五〇九	平成一八	一
株式会社ホームケアサービス	山口市陶四五四二の一	株式会社ホームケアサービス	下松市美里町二丁目一四番一五	〃	〃
西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台一一九五	西日本商事株式会社山口営業所	山陽小野田市中川四丁目四番八	〃	〃

山口県告示第五百七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関 成

名称	名称	所在地	所在地
はらぐち内科呼吸器科	宇部市明神町一丁目一番二一	宇部市明神町一丁目一番二一	〃
たお内科クリニク	〃	島二丁目四番一一	〃
医療法人かく脳神経外科クリニク	山口市泉町八番一七	山口市泉町八番一七	〃
佐伯医院	防府市南松崎町八番三二	防府市南松崎町八番三二	〃
よしいこどもクリニック	〃	大字植松五五九の一	〃
あきよし竹尾クリニック	美祿郡秋芳町大字秋吉五四四の一	美祿郡秋芳町大字秋吉五四四の一	〃
さくら薬局	宇部市島二丁目四番一一	宇部市島二丁目四番一一	〃
大正堂薬局	萩市大字浜崎町二七七	萩市大字浜崎町二七七	〃
いちのみや薬局植松店	防府市大字植松五五九の一	防府市大字植松五五九の一	〃
めぐみ薬局	下松市栄町三丁目四番二	下松市栄町三丁目四番二	〃
御弓町薬局	周南市大字徳山四一八六の五	周南市大字徳山四一八六の五	〃
桜田薬局	〃	大字戸田二七九七	〃
ファミリー薬局秋芳店	美祿郡秋芳町大字秋吉五四四の一	美祿郡秋芳町大字秋吉五四四の一	〃
池田薬局	阿武郡阿東町大字徳佐下四〇の一	阿武郡阿東町大字徳佐下四〇の一	〃

山口県告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
下関市大字松屋字竹ノ畑二〇、六六三の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

山口県告示第五百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 漁業権者の名称及び住所  
錦川漁業協同組合 岩国市多田三丁目一〇八の九
- 二 漁業権の免許番号  
内共第三号
- 三 変更の内容  
(一) 遊漁期間の削除

魚種	魚種	期	間
なまふ	竿釣、たも網	四月一日から十二月三十一日まで	

(二) 漁具又は漁法の制限の追加

魚種	漁具又は漁法	制限事項

(三) 禁止区域及び期間

かに籠	三十個以内
-----	-------

魚種	変	更	前	間
あゆ	岩国市大字関戸七二〇に設置した標柱から下流JR岩徳線鉄橋まで	九月二十一日から十月十日まで		
はや	岩国市大字下流波橋下流端から下流五百メートルまで 岩国市大字御庄思案橋から上流五百メートルまで	四月一日から六月三十日まで		
なまふ	岩国市今津川井堰から下流同市今津川大正橋の下流十メートルまで	一月一日から十二月三十一日まで		

変更後

魚種	変	更	後	間
あゆ、なまふ	全漁法	岩国市今津川井堰から下流十メートルまで 岩国市牛野谷町二丁目牛野谷床止川から下流十メートルまでの門前	四月一日から六月三十日まで	
なまふ	手釣、たも網、籠	岩国市今津川井堰の下流十メートルから下流同市今津川大正橋の下流十メートルまで 岩国市牛野谷町二丁目牛野谷床止工の下流十メートルから下流百メートルまでの門前川	一月一日から十二月三十一日まで	

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成十八年十月二十八日

一 漁業権者の名称及び住所

阿武川漁業協同組合 萩市大字橋本町二二  
 二 漁業権の免許番号  
 内共第十八号  
 三 変更の内容  
 禁止区域及び期間

魚種	変	更	前
	区	域	間
あゆ、なぎ、はか、や、ます	やな又は張網の設置場所から上流百メートルまで		
あゆ、なぎ、はか、や、ます	九月一日から十一月十五日まで		

魚種	変	更	後
	区	域	間
あゆ、なぎ、はか、や、ます	やな又は張網の設置場所から上流二百メートルまで		
あゆ、なぎ、はか、や、ます	九月一日から十一月十五日まで		

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
 平成十八年十月二十八日

**山口県告示第五百七十五号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

名河川称の	上	区	間
		流	
	下	端	間
		流	

大井川水系

左岸	萩市大字紫福字鉢立二二一九番地先	左岸	萩市大字紫福字井尻四〇二番
右岸	萩市大字紫福字山ノ口二九二番地先	右岸	萩市大字紫福字上潮七二三九番

大井川  
 左岸 萩市大井字迫田五一四九番地先  
 右岸 萩市大井字大寺五五五番一地先

須佐川水系

左岸	萩市大字須佐字中ノ原一三七八番一四地先	河口
右岸	萩市大字須佐字秋町三九五一番四地先	

**山口県告示第五百七十六号**

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に關する告示（平成十八年山口県告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「通信指令支援システム」を「通信指令支援システム 運転免許業務用端末装置」に改める。



(五五五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十二月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課



において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年十月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人ひつじの会

代表者の氏名 赤川 悦夫  
主たる事務所の所在地 山口市石観音町四番四号

(五五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月十六日山口県公告(三三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ宇部店

所在地 宇部市明神町二丁目二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五五七) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

阿武町

事業の名称 工事着手時期 工事完了時期  
手間ヶ谷下地 平成一六、七、五 平成一八、九、二八  
区 ため池の整備



山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三十号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則(昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第七十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年十月二十七日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年十一月二十九日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十八年十一月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料  
二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

### 山口県公安委員会告示第七十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年十月二十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成十八年十一月二十七日(月曜日)及び同月二十八日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十八年十一月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料  
 一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類  
 教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十八年十一月二十八日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成十八年十一月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料  
 九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千二百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品の借入れ
- (一) 物品の名称及び数量
- 運転免許業務用端末装置 一式
- (二) 物品の特質等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
- 平成十九年二月一日から同年三月三十一日までの間
- (四) 使用場所
- 山口県警察本部交通部運転免許課及び運転管理課
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十八年山口県告示第六十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

- 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成十八年十二月七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十八年十月八日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十八年十二月八日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三三〇一〇内線二四二〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Terminal Unit for Duties of Driver's License
- (3) Use term: From February 1, 2007 to March 31, 2007
- (4) Use place: Driving Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural Comprehensive Transport Center
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 7, 2006 (In case of bringing a tender



平成十八年十月二十七日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)